

平成25年4月から

短期給付のお知らせ

結婚手当金・入院附加金・災害見舞金附加金

が、廃止されます。

ただし、25年3月31日以前に事由の生じたものについては、従前の例によりますので、2年の時効を迎えるまで、申請可能です。\*（入院附加金については、自動給付の為、申請不要。）

給付の種類	支給事由	請求時効の起算日
結婚手当金 45,000円	組合員が婚姻届を提出したとき	婚姻届を提出した日の翌日
災害見舞金附加金 (損害の程度に応じて給付された災害見舞金の6/10)	組合員又はその被扶養者の居住する住居又は家財が水震火災等の災害により損害を受けたとき	災害に遭った日の翌日

平成25年4月から上位所得者に係る医療附加給付の見直しが行われます。

共済組合では、短期給付のうち組合員の皆様が病院等で受けた医療に対して、法律に基づき行っている法定給付と組合の財政状況により実施している附加給付の各種給付を行っています。

この附加給付については、平成25年4月から官民均衡を図る観点から、下表のように変更することになりました。皆様のご理解をよろしくお願いします。

※一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び合算高額療養費附加金の自己負担額（基礎控除額）について、上位所得者（給料月額が424,000円以上の組合員）の区分を設け、4月から段階的に引上げることとなります。

附加給付の種類	所得区分	現行の基礎控除額	変更後の基礎控除額	経過措置
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一般	25,000円	変更なし	
	上位 (*2)	25,000円	33,000円	25.4.1~26.3.31
			41,000円	26.4.1~27.3.31
		50,000円	27.4.1~	
合算高額療養費附加金 (*1)	一般	50,000円	変更なし	
	上位 (*2)	50,000円	66,000円	25.4.1~26.3.31
			82,000円	26.4.1~27.3.31
		100,000円	27.4.1~	

(\*1) 世帯合算等により高額療養費が支給される場合には、一部負担金払戻金等が合算高額療養費附加金となり、基礎控除額が2倍になります。

(\*2) 上位所得者とは、給料月額が424,000円（特別職は530,000円）以上の組合員です。